

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正
に関する意見募集について

令和3年1月21日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人1社、1件

No	ご意見等	本会の考え方
【投資信託等の運用に関する規則】		
第17条の2第3項第2号但書		
1	「委託会社の判断により」とありますが、当該担保が外国通貨である場合の邦貨換算の方法や、有価証券である場合の評価（発行体の格付等に応じた掛け目、外貨建ての場合の邦貨換算等）の方法も委託会社の判断で決定出来ると理解してよろしいでしょうか、あるいは、他の協会規則への参照等の規定が設けられるのでしょうか。お尋ねいたします。	基本的に担保として差し入れる外貨建資産や外国通貨の邦貨換算につきましては、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第32条の規定に拠るものと考えております。又、掛け目については、為替予約取引の相手方との間の契約で定まるものであり、協会規則等で一律に定める性質のものではないと考えております。